

「社会保険料控除証明書」が送付されます。

平成20年1月から平成20年12月までの間に納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額が所得から控除されます。

申告できるのは、平成20年中に毎月納めた保険料のほかに、過去の期間分で、未納や免除を受けた分を平成20年中に納めた保険料額になります。

年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、保険料の支払いを証明する書類の添付が必要です。その際は社会保険庁より11月初旬（予定）に発行される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」や領収書などを忘れずにお持ちください。（10月以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に証明書が送付される予定です）。

年末調整や確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

詳しくは青森社会保険事務局むつ事務所（☎22-2278）までお問い合わせください。

●国民年金基金に加入して年金を増やしませんか？

国民年金基金は、国民年金保険料を納めている方だけが任意で加入できる公的な年金制度です。必ず訪れる老後に備え、基礎年金に上乗せして年金を増やしませんか。

◆国民年金基金のメリット

- 終身年金が基本となっており、加入時に将来の年金額が変わりますので、ご自分のライフスタイルに合わせて口数を選択でき、無理なく着実に老後の備えができます。
- 加入時の掛け金は将来も一定で、加入期間が短くても生涯年金をお受け取りになれます。
- 掛金が納められなくなった時は、途中で口数を減らしたり、掛け金を一時停止することができます。
- 万が一の時は、ご遺族に遺族一時金があります。
- 掛金は、全額「社会保険料控除」の対象となり、所得税や住民税が軽減されますので、大変お得です。また、お受け取りになる年金も公的年金等控除が適用されます。

◆加入できる方

- ①国民年金第一号被保険者で、保険料を納めている方
- ②青森県内に住民票のある方
- ③20歳から60歳未満の方

■お問い合わせ・資料請求先

青森県国民年金基金まで 〒030-0082 青森市本町1-4-17 三井生命青森ビル2F
フリーダイヤル 0120-65-4192

11月11日(火)～11月17日(月)は「税を考える週間」です

テーマ：「IT化・国際化と税」

～国税電子申告・納税システム（e-Tax）の周知及び利用促進～

■IT化を通じた納税環境の整備

国税庁では、申告・納税の際の納税者の利便性の向上を図るため、IT化を通じた納税環境の整備を進めています。具体的には、国税電子申告・納税システム（e-Tax）のほか、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」、タックスアンサー（税に関するQ&A）、路線図、税の学習コーナーをはじめとした国税庁ホームページによる税に関する情報提供などの施策を行っています。

また、事務の簡素化・効率化を実現するため、ITを活用し、税務相談の集中化、納税者窓口事務の一本化などの取組も行っています。

■国際化への対応

国税庁では、国際化への対応として、国際的租税回避スキームへの対応をはじめとした適正・公平な課税の実現のための取組や、国際的な二重課税の防止等のための相互協議、発展途上国への技術協力をはじめとした各国税務当局との協力・強調に関する取組を行っています。

■e-Taxをはじめよう！ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）は～

○国税に関する各種手続

- ①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告
- ②全税目の納税
- ③申請・届出等

が自宅やオフィスからインターネット等を通じて行うことができます。

○特に源泉所得税の毎月納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数の多い手続には便利です！

■ご利用いただく前に

e-Taxをはじめするには、事前に電子証明書とICカードリーダーが必要で。

①電子証明書

公的個人認証サービスに基づく電子証明書の場合は、住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳（ICカード）を入手し、電子証明書発行申請書などを提出して電子証明書の発行を受けてください。

※手数料がかかります。

詳しくは、住民票のある市区町村へお問い合わせください。

②ICカードリーダー

家電量販店やインターネット販売で購入できます。